

 **ニュースレター** 

〒101-0061 東京都千代田区三崎町2丁目6番9号
tel. 03-3237-7073 fax. 03-5215-1952 mail: contact@aeeri.org

理事長 大橋 英五
編集長 前畑 憲子
事務局 村田 浩司

ニュースレター25号をお送りいたします。

今号は、今月12日(日)に開催されました、ROAEE第5回総会の審議事項等、および、総会に引き続き行なわれました記念講演の概要を掲載いたします。

記事内容

- ・ お知らせコーナー -----1-2
- ・ 報告・記事コーナー -----2-6
- ROAEE 第5回総会について -----2-3
- 記念講演（朝日新聞東京本社社会部次長 八木正則氏）
- 「原発が止まった日ー揺れる司法判断 悩む自治体」要旨-----2-6

☆ お知らせコーナー

ROAEE6月定例研究会のお知らせ

以下の要領で定例研究会を開催いたしますので、奮ってご参加ください。

日 時：2019年6月2日（日） 15：00～17：00
会 場：立教大学池袋キャンパス 12号館地下1階第4会議室
講 師：小阪 隆秀会員（日本大学商学部教授（元）） 田村八十一会員（日本大学商学部教授）
テーマ：近年の多国籍企業の展開をどう見るか — デジタル多国籍企業やトヨタの事例を素材として

○雑誌『経済』2019年6月号は「多国籍企業・グローバル企業と日本経済」という特集を組んでいますが、その冒頭に4人の研究者による座談会「多国籍企業の展開をどうみるか」を掲載しています。そのうちお二人はROAEE会員であり、小阪会員は「自動車産業に見る国際競争の展開」、田村会員は「財務データから見た特徴」というテーマで報告・討論をされています。

○この特集ではかなりのスペースを割いて、現在の多国籍企業の上位に君臨する情報通信産業が従来の多国籍企業と異なるどのような特徴をもっているか、またそれら産業が既存産業にどのような影響を

与えているかが論じられています。

○今回の研究会ではお二人に、それぞれの担当テーマの要点をご紹介いただくとともに、座談会全体の内容にも触れてご報告いただきます。



☆ 報告・記事コーナー

1) ROAEE 第5回総会について

○ ROAEE 第5回総会が5月12日(日)の14時から15時まで、立教大学池袋キャンパス2階会議室で開催されました。小西一雄会員の司会ではじまり、大橋英五理事長の挨拶ののち、議長団に北川和彦会員、小阪秀隆会員が選出され、ひきつづき総会出席者および委任状の総計は20人であり会員総数30名の過半数に達していることが報告・確認されました。さらに書記に前畑憲子会員、議事録署名人に村田浩司会員と円谷英夫会員を選出し、議案の審議に入りました。

○ 第1号議案・活動報告は小西副理事長が、第2号議案・会計報告および監査報告は齋藤博理事と青田孝之監事が、第3号議案・2019年度事業計画は小西副理事長が、第4号議案・2019年度予算は菊地進副理事長がそれぞれに報告し、議案ごとに審議が行われ、すべて承認・可決されました。さらに第5号議案の理事・監事の承認については大橋理事長から12名の理事と2名の監事の提案があり、承認されました。

○ 第5号議案承認の後、一時総会を休会として拡大理事会(2019年度第1階理事会)が開催され、2019年度の理事長、副理事長、各理事の役割が決定され、総会再開後これが報告されました。

2019年度の理事・監事は次のとおりです。なお、留学中の飯島寛之会員にかわって青田孝之会員が監事に就任されました。その他の理事・監事はいずれも留任です。

2019年度理事・監事

理事長	大橋英五
副理事長	菊池 進【エネルギーシフト研究会担当】
副理事長	小阪隆秀【環境問題研究会担当】
副理事長	小西一雄【未来社会研究会担当】

理事 北川和彦
理事 小西憲子（前畑憲子）【理事会議事録・ニュースレター担当】
理事 齋藤 博【会計担当】
理事 谷江武士
理事 所 伸之
理事 田村八十一
理事 村井秀樹
理事 村田浩司【事務局担当】
監事 村上研一
監事 青田 孝

○ 全審議が終了し、議長・書記の解任ののち、小阪隆秀副理事長が閉会の挨拶を行い、総会を終了しました。

今回の総会では、ニュースレター掲載の研究会概要の作成方法について、年報のより一層の充実のための方策とスケジュールについて、HPの充実について、研究会講師の確保についてなど、活発な議論がなされました。これらはいずれも第2回理事会以降、審議され実行に移されていく予定です。

2) 記念講演：「原発が止まった日一揺れる司法判断 悩む自治体」（要旨）

以下の要旨は、当日司会を務められた円谷英夫会員にまとめていただきました。また2枚の写真も同氏に提供していただきました。

講演する八木正則氏



【前文】

総会に続いて記念講演が行われました。朝日新聞東京本社社会部次長の八木正則さんをお迎えし、「原

発が止まった日―揺れる司法判断 悩む自治体」と題してお話をいただきました。以下、講演要旨です。

【講演要旨】

原発をめぐる司法判断の流れを見る時は、92年10月の最高裁判決を押さえる必要があります。四国電力伊方原発の設置許可処分を取り消しを求めた訴えに対する判断です。原告が敗訴し、批判的な報道もあったのですが、内容を吟味すると重要な基準がいくつか示されていることがわかります。それは、以下の3点です。

- ・原発の安全審査は、原子力災害が万が一にも起こさないようにするため十分に審査を行わなければならないという趣旨の、ゼロリスクの考えを打ち出しています。
- ・安全審査の過程で示される意見は、高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合判断であることが必要、として、ある意味では、行政の自由裁量にタガをはめた形です。
- ・行政庁が主張と立証を尽くさない場合には行政の判断に不合理な点があると推認される、として立証責任を被告の行政庁に転嫁しました。この考えが後に電力会社にトレスされることとなります。

これらの判断基準は、原発の稼働の差し止めを求める根拠として使えるということで、今も注目されています。

それでは、大阪社会部デスク時代に担当した関西電力大飯原発、高浜原発と、四国電力伊方原発の再稼働をめぐる司法判断の流れをお話したいと思います。

東京電力福島第一原発事故以前には、原告が勝った裁判はほとんどありませんでした。例外的なものは、もんじゅの設置許可処分を無効とした03年1月の名古屋高裁金沢支部判決と、志賀原発2号機の運転を差し止めた06年3月の金沢地裁判決くらいしかありません。しかも、どちらも上級審でくつがえています。

事故後に最初に原告が勝ったのは、大飯原発3、4号機の運転差し止めを命じた14年5月の福井地裁判決でした。地震対策の不備を認定しました。この判決は18年7月名古屋高裁の控訴審で逆転、請求棄却となりました。

大飯原発の差し止めを命じた地裁判決は拘束力がありません。その後、即時運転の差し止めを命じる仮処分の請求が増えてきます。15年4月には、大飯原発の福井地裁判決を出したときと同じ裁判長が運転禁止の仮処分を決定します。しかも、「新規制基準は緩やかにすぎ、合理性を欠く」と述べて、安倍首相が「世界で最も厳しい」と言う新規制基準について、批判しました。ただ、この裁判長は一度差し止め判決を出していたので、新聞記者の目からして「ありえるかもしれない」と思っていました。

私たちに衝撃が走ったのは、高浜原発3、4号機の運転を禁止した16年3月の大津地裁の仮処分決定でした。稼働中の原発に、初めて運転の差し止めを命じた決定となりました。92年最高裁判決に従い、安全性の立証責任は関電側にあるとし、「福島事故の原因究明は道半ば。原子力規制委員会の新規制基準はただちに安全性の根拠とはならない」としました。避難計画の脆弱さについても指摘しています。

この裁判長は、いわゆる“変わり者”ではなかったので、関係者はいろいろな意味で驚いたわけで「大津ショック」と呼ばれました。この裁判長が過去に書いた決定を子細に検討してみると、14年11月の決定で再稼働禁止請求は棄却したものの「規制委員会が再稼働を容認するとは考え難く、差し止める必要は認められない」と書いており、予兆はあったと言えます。16年3月10日、高浜原発3号機が稼働中の原発としては初めて、司法判断によって停止しました。

この判決に対しては、関電側から批判が相次ぎました。前会長で関経連会長は「原発は仮処分申請ができないように法改正すべきだ」と発言、社長は「(最終的に) 勝訴した場合、損害賠償請求は検討の対象」として反対派にいわばプレッシャーをかけています。17年3月に大阪高裁は「新規制基準は不合理ではない」、「新基準が不合理だと立証する必要は住民側にある」として仮処分決定を取り消しました。5月に再稼働しています。

伊方原発は愛媛県西部にある日本一長い佐多岬半島の付け根に立地し、事故が起きたら半島に住んでいる最大約5000人の住民の避難が課題となっています。また発電所の上には中央構造線と呼ばれる断層が走っています。16年8月に再稼働しましたが、これに対して複数件の運転差し止めの仮処分申請が行われました。これに対して17年3月に広島地裁が、7月に松山地裁が却下しました。

住民側の即時抗告に対して広島高裁が17年12月、運転を禁じる決定をしました。高裁レベルでは初の運転差し止め決定でした。高裁が差し止めの理由としてあげたのは130キロ離れた阿蘇山の噴火リスクで、火砕流が伊方原発に到達する可能性があるとした。

この決定は、18年9月の異議審で取り消されました。その際の理由として「頻度が低く、予測が難しい火山の巨大噴火によるリスクは社会通念上容認される」としました。社会通念という抽象的な概念で原発の運転を容認したことに批判が出ています。このほか、18年9月に大分地裁、19年3月に山口地裁岩国支部も却下しています。伊方原発は、18年10月再々稼働しました。

このように、11年3月の福島事故以後、原発の運転を差し止める判決、仮処分決定が出るようになりましたが、現時点ではすべて上級審、抗告審で逆転されています。否定と肯定を繰り返す司法判断の揺れを批判する声もあります。また、仮処分は決定が出るとすぐに効力が発生するため、運動の手段として多用されている面もあります。

それはともかく、原発の稼働の是非は本来、双方が科学的、専門的知見を出し合って論戦を繰り広げる本訴で審議を行われるのが、ありうるべき姿なのかもしれません。

最後に原発と立地する自治体との関係を、考えてみたいと思います。といっても市町村レベルでは、交付金で潤っているところもあればまったく恩恵を受けていないところもあり、対応は様々です。もとより地元の「同意権」は、法的な根拠があるものではありません。「同意権」とは、「事前了解」などいろいろな言われ方をしていますが、現状では基本的に立地自治体しか認められていません。原発のある市町村と県です。同意の流れは、市町村議会→市町村長、県議会→県知事です。これについて、30キロ圏とか50キロ圏の自治体から「自分のところにも認めるべきだ」という声があがっていますが、なかなか進んでいません。

ここでは、伊方原発に対する愛媛県知事と、高浜原発に対する福井県知事が再稼働同意にあたり対照的でしたので、ご紹介したいと思います。

愛媛県の中村知事は、再稼働に同意するにあたり、事故対策に政府が責任をもつという言質を取ることになりました。官邸で行われた原子力防災会議にオブザーバー参加し、その場で安倍首相が「国民の生命、身体や財産を守ることは政府の重大な責務であり、責任をもって対処する」と述べたことをもって、「あそこまで踏み込んで直接私に言って頂いた。(政府が) 責任を負うという覚悟と受け止めたい」として合意に進みました。しかし、この安倍首相発言はきわめて抽象的であり、何も言っていないに等しいとも言えます。

これに対し福井県の西川知事は、再稼働の条件として以下の5項目をあげました。

- ① 原発への国民理解の推進
- ② 2030年度の電源構成比の明確化
- ③ 使用済み核燃料の中間貯蔵施設の県外立地に向けた国の積極的関与
- ④ 事故制圧態勢の強化
- ⑤ 地域経済と地元雇用への対応

一番難しかったのは①でしたが、安倍首相が全国各地での説明会の実施を明言、知事はこれでクリアになったとして、合意を表明しました。中村知事に比べて強気といますか、しっかり実を取る姿勢が印象的でした。

東日本では、福島事故の衝撃がまだまだ強く残っていますので、再稼働をめぐる議論は西日本が中心です。地元同意の問題は、東日本ではまだあまり意識されていませんが、稼働に際しては重要なテーマになると思われます。

以上、司法の判断の流れと、自治体の対応についてお話ししてきました。あらためて、冒頭ご案内した92年最高裁判決で「万が一にも原子力災害が起こらないようにする」というお話をしましたが、ゼロリスクにこだわる必要があります。とはいえ、現実的に起きてしまったらどうするかということもしっかり考え、避難手段の確保、避難経路となる道路整備、渋滞対策などを行わなければなりません。その場合、自治体連携は欠かせません。

報道の役割としては、「万が一にも起こらない」ことを突きつけていくとともに、自治体の同意のプロセスや避難手段などに問題がないか、目をこらして伝えていく必要があると思っています。

【講師経歴】

1971年群馬県生まれ、95年朝日新聞社入社、福山支局配属。98年和歌山支局、2000年大阪本社社会部、2010年大阪府警キャップ、11年朝日労組委員長、12年京都総局デスク、15年大阪社会部デスク（原発担当など）、18年より現職。この間、和歌山毒カレー事件、組織暴力団、餃子の王将社長殺人事件の取材などを担当。朝日新聞阪神支局襲撃事件30年を機に世界の言論弾圧の状況をまとめた企画で18年に坂田記念ジャーナリズム賞特別賞を受賞。



研究会風景

以上